

# 【別表3】 課税標準の特例明細書 記入例

〔 課税標準の算定期間を記載してください。 〕

課税標準の特例等にかかる該当項目ごとにそれぞれ適用される控除割合を記載してください。

⑦に④の割合を乗じて得た控除事業所床面積を記載してください。

算定期間中に支払われた従業者給与総額のうち課税標準の特例にかかる給与等の額(④)の控除割合による控除前の給与等の額を該当項目ごとに記載してください。

〔 この欄は記載しないでください。 〕

〔 ①に④の割合を乗じて得た控除従業者給与総額を記載し 〕

算定期間末日または廃止の日現在における課税標準の特例等にかかる床面積を該当項目ごとにそれぞれ記載してください。  
 なお、2以上の特例の適用がある場合には、17ページの適用順位に従い、上位の規定の適用を受ける「控除事業所床面積⑦」を控除した後の床面積を記載してください。

課税標準の特例にかかる該当項目ごとにそれぞれ

18ページの休止施設に該当する場合は「休止施設」と記載してください。

国の雇用に関する助成に係る者(雇用改善助成対象者)に支払われる給与等については、その2分の1に相当する額は従業者給与総額には含まれません。  
 ※雇用改善助成対象者とは、次に掲げる者をいいます。

- ①高年齢者、障害者その他就職が特に困難な者の雇入れの促進に関する助成(特定求職者雇用開発助成金)に係る者のうち、当該助成金の支給に係る雇入れの日において年齢55歳以上65歳未満の者
- ②作業環境に適応させるための訓練を受けた者のうち、公共職業安定所長の指示を受けた日において年齢55歳以上65歳未満の者
- ③本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等離職者の雇入れの促進に関する助成(就職促進給付金)に係る者のうち、雇入れの日において年齢55歳以上65歳未満の者

**端数処理のしかた**  
 床面積について  
 それぞれの記載欄ごとに1㎡の100分の1未満を切り捨て。  
 従業者給与総額について  
 それぞれの記載欄ごとに1円未満を切り捨て。

## 課税標準の特例明細書

算定期間	〇〇年 4月 1日から		〇〇年 3月 31日まで		※ 処理事項	整理番号	事務所	区分	管理番号	申告区分							
	氏名又は名称					〇〇株式会社											
	個人番号又は法人番号					1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2
※	事業所等の名称	春日井支社			事業所等の所在地	春日井市鳥居松町〇丁目〇番地											
課税標準の特例内訳	課税標準の特例適用対象床面積 ⑦		控除割合 ④	控除事業所床面積 (⑦×④) ⑦	課税標準の特例適用対象従業者給与総額 ⑤		控除割合 ④	控除従業者給与総額 (⑤×④) ⑥									
	法第701条の41 第 1 項 第 14 号 該当	6,500.00	3/4	4,875.00	円	円	—	円									
法第701条の41 第 項 第 号 該当		—					—										
休止施設	150.00	1/1	150.00				—										
雇用改善助成対象者					4,388,798	1/2	2,194,399										
合 計	6,650.00		5,025.00		4,388,798		2,194,399										
※	事業所等の名称	勝川店			事業所等の所在地	春日井市松新町〇丁目〇番地											
課税標準の特例内訳	課税標準の特例適用対象床面積 ⑦		控除割合 ④	控除事業所床面積 (⑦×④) ⑦	課税標準の特例適用対象従業者給与総額 ⑤		控除割合 ④	控除従業者給与総額 (⑤×④) ⑥									
	法第701条の41 第 1 項 第 3 号 該当	160.00	3/4	120.00	円	円	—	円									
法第701条の41 第 項 第 号 該当		—					—										
雇用改善助成対象者						1/2											
合 計	160.00		120.00														
控除事業所床面積の合計				5,145.00	控除従業者給与総額の合計			2,194,399									

2以上の事業所等について、課税標準の特例等の規定の適用がある場合は、この欄に合計を記載してください。  
 ※課税標準の特例明細書が2枚以上となる場合は、課税標準の特例明細書の最終ページのみ合計を記載してください。